

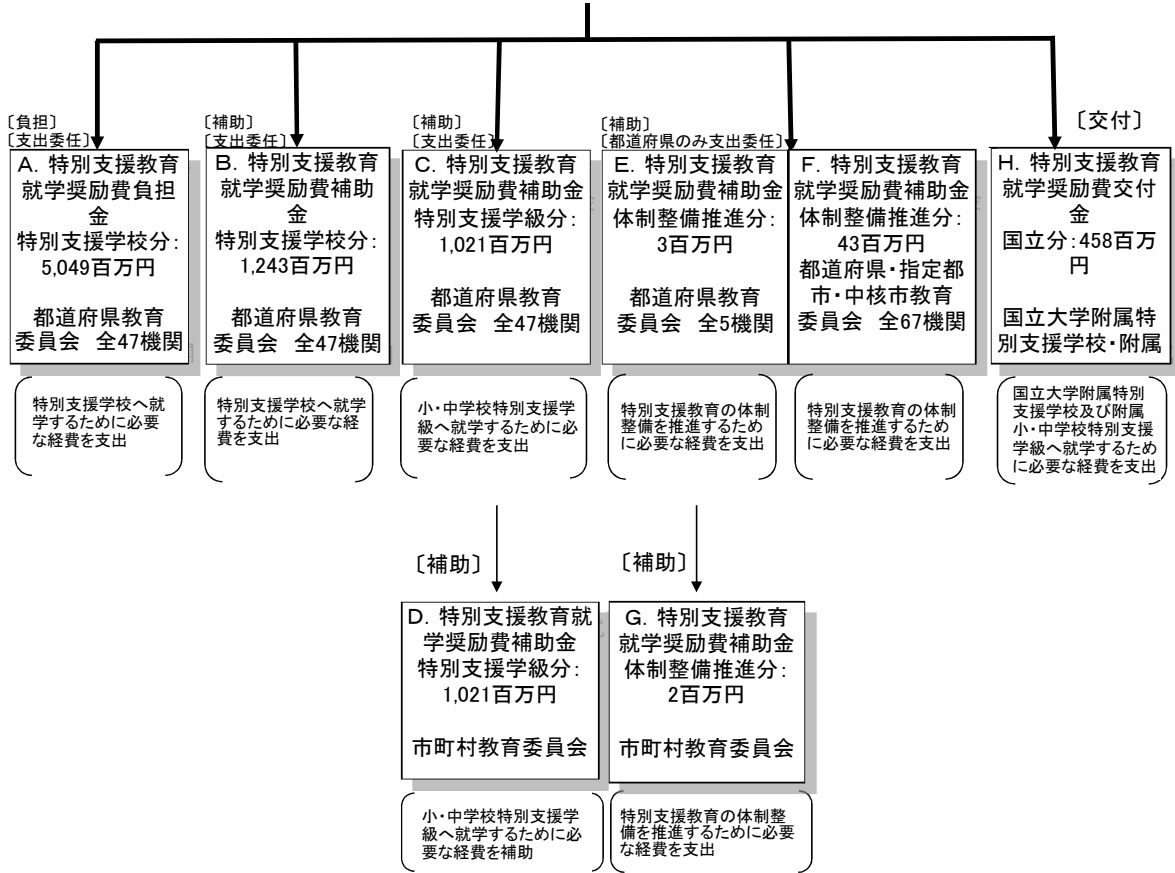
平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	特別支援教育就学奨励費負担等	担当部局庁	初等中等教育局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和29年度～未定	担当課室	特別支援教育課	特別支援教育課長 大山 真未			
会計区分	一般会計	政策・施策名	確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり Ⅱ-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」 第2条第4項及び第4条	関係する計画、 通知等	教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担の能力に応じて必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	特別支援学校等に就学している幼児児童生徒の保護者等に対し、当該保護者等が負担することとなる通学費、学校給食費、学用品費等就学に必要な経費について、経済的負担能力に応じて、都道府県又は市町村が援助する場合に、その経費の一部を補助する。 補助事業者は、 ・ 負担金(法律補助) 都道府県 ・ 補助金(予算補助) 都道府県(特別支援学校分)及び市町村(特別支援学級分) ・ 交付金(法律補助) 国立大学法人附属特別支援学校及び附属小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等 (補助率 …… 都道府県及び市町村が援助した額の1/2、交付金は10/10補助)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	7,471	7,583	7,844	8,403	9,177
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	87	109	0	0	
		計	7,558	7,692	7,844	8,403	9,177
	執行額	7,478	7,617	7,817			
執行率(%)	98.9%	99.0%	99.7%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	当該補助事業は、経済的支援を行い続けることにより、障害のある児童生徒等が特別支援学校及び特別支援学級等へ就学している状況を継続させるものである。		成果実績				
			達成度				
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	特別支援教育就学奨励費の支給対象者数		活動実績 (当初見込み) 人	200,319 (201,143)	210,293 (211,602)	217,918 (212,738)	— (228,768)
単位当たり コスト	35,871円/人		算出根拠	平成24年度実績 7,817百万円 ÷ 217,918人			
平成 25 ・ 26 年 度 予 算 内 訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	特別支援教育就学奨励費 補助金	2,402百万円	2,747百万円	障害のある児童生徒数の増			
	特別支援教育就学奨励費 負担金	5,540百万円	5,962百万円				
	特別支援教育就学奨励費 交付金	461百万円	468百万円				
	計	8,403百万円	9,177百万円				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づく事業であり、国が特別支援学校等に就学する児童生徒について必要な援助を行う必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づく事業であり、国が都道府県が支弁する経費の1/2を負担している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業により、特別支援学校等の児童生徒の就学を奨励するとともに、特別支援学校の振興を図ることができる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	類似事業の要保護児童生徒援助費補助金については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の就学奨励を行う事業であり、当事業と適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	0107	要保護児童生徒援助費補助等	文部科学省初等中等教育局			
点検結果	<p>本事業は、事業者より提出された事業計画書や実績報告書等により審査を行い、支出の適正性、使途の確認、必要に応じて電話等での確認により、状況把握を行っており、適切に実施がなされている。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、特別支援教育を推進するため、特別支援学校等に就学している幼児児童生徒の保護者等に対し、当該保護者等が負担することとなる通学費、学校給食費、学用品費等就学に必要な経費について、経済的負担能力に応じて、都道府県又は市町村が援助する場合に、その経費の一部を補助する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:この事業は、昭和29年度から行われている長期継続事業であるが、教育の機会均等及び特別支援教育の振興を図るために必要な事業であり、現行において特段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
<p>・教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定) http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0148	平成23年	0123	平成24年	0128

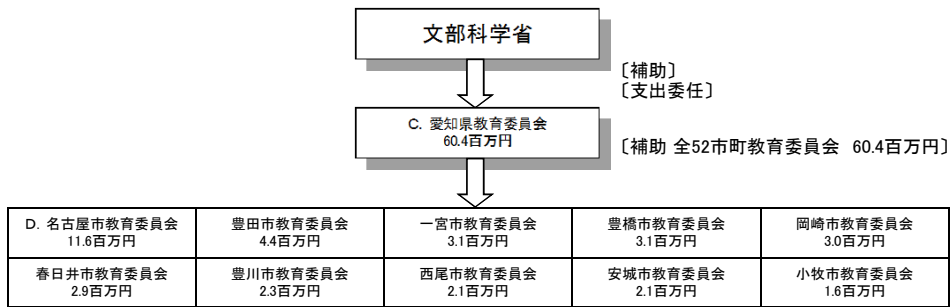
文部科学省
7,817百万円

特別支援学校及び特別支援学級へ就学するために必要な経費を補助

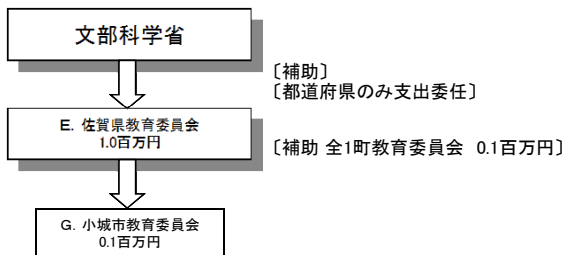


資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

(C. 愛知県教育委員会の場合)



(E. 佐賀県教育委員会の場合)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都教育委員会			E.佐賀県教育委員会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	通学費、学校給食費、学用品購入費等	397,318	補助金	諸謝金、旅費等	1.0
計		397,318	計		1.0
B.東京都教育委員会			F.埼玉県教育委員会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	通学費、学校給食費、学用品購入費等	89,401	補助金	諸謝金、旅費等	4.0
計		89,401	計		4.0
C.愛知県教育委員会			G.小城市教育委員会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	通学費、学校給食費、学用品購入費等	60.4	補助金	諸謝金、消耗品費等	0.1
計		60.4	計		0.3
D.名古屋市教育委員会			H.特別支援教育就学奨励費交付金		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	通学費、学校給食費、学用品購入費等	11.6	交付金	通学費、学校給食費、学用品購入費等	
計		11.6	計		0

支出先上位10者リスト

A.特別支援教育就学奨励費負担金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	397,318	-	-
2	福岡県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	330,221	-	-
3	北海道教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	314,910	-	-
4	大阪府教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	249,369	-	-
5	愛知県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	225,080	-	-
6	神奈川県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	213,702	-	-
7	千葉県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	195,716	-	-
8	埼玉県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	191,210	-	-
9	山口県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	170,857	-	-
10	兵庫県教育委員会	特別支援学校の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	157,239	-	-

※本件は、補助事業である。

B.特別支援教育就学奨励費補助金(特別支援学校分)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	89,401	-	-
2	北海道教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	84,475	-	-
3	大阪府教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	70,656	-	-
4	神奈川県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	65,170	-	-
5	福岡県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	61,833	-	-
6	愛知県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	58,501	-	-
7	千葉県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	51,600	-	-
8	埼玉県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	41,905	-	-
9	静岡県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	40,526	-	-
10	兵庫県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	37,621	-	-

※本件は、補助事業である。

C.特別支援教育就学奨励費補助金(特別支援学級分)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	愛知県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	60.4	-	-
2	大阪府教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	59.5	-	-
3	東京都教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	58.1	-	-
4	神奈川県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	56.3	-	-
5	兵庫県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	54.9	-	-
6	北海道教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	47.0	-	-
7	千葉県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	42.3	-	-
8	埼玉県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	42.2	-	-
9	静岡県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	42.0	-	-
10	茨城県教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	35.4	-	-

※本件は、補助事業である。

D.特別支援教育就学奨励費補助金(特別支援学級分)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	11.6	-	-
2	豊田市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	4.4	-	-
3	一宮市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	3.1	-	-
4	豊橋市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	3.1	-	-
5	岡崎市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	3.0	-	-
6	春日井市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	2.9	-	-
7	豊川市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	2.3	-	-
8	西尾市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	2.1	-	-
9	安城市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	2.1	-	-
10	小牧市教育委員会	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	1.6	-	-

※本件は、補助事業である。

E.特別支援教育就学奨励費補助金(体制整備推進分)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐賀県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.0	-	-
2	鳥取県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	0.6	-	-
3	三重県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	0.6	-	-
4	広島県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	0.5	-	-
5	岡山県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	0.2	-	-

※本件は、補助事業である。

F.特別支援教育就学奨励費補助金(体制整備推進分)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	4.0	-	-
2	相模原市教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	2.0	-	-
3	北海道教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.8	-	-
4	北九州市教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.7	-	-
5	広島市教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.5	-	-
6	沖縄県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.4	-	-
7	京都府教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.4	-	-
8	鹿児島県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.3	-	-
9	高知県教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.2	-	-
10	堺市教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る。	1.2	-	-

※本件は、補助事業である。

G.特別支援教育就学奨励費補助金(体制整備推進分)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	小城市教育委員会	都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図る	0.1	-	-

※本件は、補助事業である。

H.特別支援教育就学奨励費交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	筑波大学附属視覚特別支援学	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	96,482	-	-
2	筑波大学附属聴覚特別支援学	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	35,874	-	-
3	筑波大学附属桐が丘特別支援	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	13,617	-	-
4	新潟大学教育人間科学部附属	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	10,589	-	-
5	筑波大学附属久里浜特別支援	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	9,095	-	-
6	富山大学人間発達科学部附属	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	9,088	-	-
7	岩手大学教育学部附属特別支	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	8,743	-	-
8	宮城教育大学附属特別支援学	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	8,641	-	-
9	東京学芸大学附属特別支援学	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	8,607	-	-
10	埼玉大学教育学部附属特別支	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行う。	8,304	-	-

※本件は、補助事業である。